



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

事務所通信・スターダスト 2013年12月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

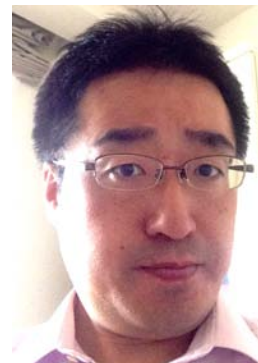
いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

1 通信送付のご挨拶

歳末ご多忙のおり、貴社ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所で息をつく時間が貴重に思えるほど、多忙な毎日を送っています。地元千葉・市川から都内、神奈川、埼玉まで電車、車、バス、自転車、徒歩で仕事に回っています。各地で季節の移り変わりを感じますが、晩秋への移行が本当に早かったような気がします。季節においていかれないようにキビキビと動き皆様のお役に立ちたいと思います。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 行政書士試験のチーフ試験監督員を務めました

10日、全国各地で開催された行政書士試験において、当事務所代表は一般財団法人行政書士試験研究センターより委嘱を受け、チーフ試験監督員を務めました。今年の千葉県での試験は、東京理科大学野田キャンパスと日本大学理工学部で行われました。東京理科大学には約3千名の受験生が集合し、当事務所代表は、受験生への説明、指示、監督を行う、チーフ試験監督員を務めました。試験は午後4時に無事終了いたしました。受験生だった5年前を少し思い出しながら、緊張感をもってあたりました。合格発表は平成26年1月27日。



(2) 開業セミナーを開催しました

9日、14時から16時まで、千代田区神田神保町の東宝土地株式会社貸し会議室において、「開業セミナー～開業の手続き、ノウハウを一気に獲得～」を開催しました。独立開業を考えている方等、約10名の方にお集まりいただきました。これは私が参加するサンプラチャプター士業連携チームが企画し、今回で4回目の開催となりました。内容は、第一部が「開業時の手続きの大変さ体験談」として、開業体験者インタビューとして合羽橋のカケス雑貨店を開業した岡田さんをお招きしました。第2部として、各士業からの開業時の注意事項説明として、当事務所代表は行政書士として許可認可についてご説明させていただきました。来年も年数回開催する予定です。よろしく願いいたします。



(3) 「ふなばし福祉まつり」に参加しました

23、24日両日、イオンモール船橋で開催された「ふなばし福祉まつり」に一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの会員として参加しました。医療業界、高齢者福祉業界、障害者福祉業界が集まるイベントで、交流会を行いそれぞれの立場での意見交換をしながら互いの現状を把握する場をつくることを目的としています。成年後見にご興味をいただいた方にパンフレット等をお渡ししました。

(4) 市川市長選挙が行われました

先般行われた市川市長選挙において、千葉県行政書士政治連盟幹事として、日行連会長の為書き、推薦状を大久保博候補に届け、16日葛飾八幡宮で行われた出陣式に出席しました。24日即日開票で大久保博候補が当選しました。

3 業務インフォメーション

1) MF (千葉) 交歓会第4回を開催します

12月13日午後3時半より、船橋ゆうゆうパソコン教室において、花とビジネスパーソンの集うMF交歓会を開催します。今回の内容は皆様の来年の目標にかかわる貴重なセッションになります。どなたも歓迎の会です。参加費500円。お問い合わせは当事務所まで。

2) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。



3) トラブル防止のために必須！契約書作成を当事務所にご依頼下さい

個人でお店、サロン、事務所等を営むみなさま、取引先や業務提携先ときちんと文書にした契約を結んでいますでしょうか。当事務所では各種サービスに応じ柔軟にカスタマイズをした「各種契約書」を1通¥5,000(税別)から(※内容等により異なります)作成しております。ご相談ございましたら、いつでも出張してお伺いいたします。お気軽にまずはお問い合わせください。

4) 覚書、調査報告書の作成を当事務所にご依頼下さい

工事、たとえば解体工事などを行う場合、周辺の方々との覚書を作成する場合があります。的確かつ端的に周辺の方との協定的なものを文書化するのは時間がかかるものです。当事務所ではこうした文書作成経験があり、お客様の要望に応じ、超迅速に対応致します。まずはお問い合わせ下さい。

5) 古物商営業許可ならお任せ下さい！



当事務所では、本年、千葉県、東京都、神奈川県で古物商の営業許可の取得を、法人、個人にわたり多数ご依頼いただき、もれなく許可を取得させていただきました。古物商営業許可は各県警によって、必要書類や書類提出の注意点が異なり、それらを踏まえて、迅速丁寧な対応をさせていただきます。所轄警察によって対応が異なることもございます。

古物商は、ご商売をされる多くの方が関わってくる許可であり、いざというときにとっておくとよい場合があります。買取、下取ができるというのも付加価値です。古物商の許可は、更新がありません(会社の役員、場所等が変更になった場合届出が必要です)。一度取得すれば煩わしくない許可ともいえるでしょう。少し話を聞いてみたいと感じたら、気軽にご連絡ください。よろしくお願いたします。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239